

# 会 議 録

1. 会 議 の 名 称 令和元年度第1回協働推進委員会
2. 開 催 日 時 令和元年6月18日（火）19時00分～20時00分
3. 開 催 場 所 ふれあいセンター 健康づくり室
4. 議 題
  - (1) 委嘱状の交付及び委員紹介
  - (2) 委員長及び副委員長の決定
  - (3) 協働の歩みと住民提案協働事業制度について
  - (4) 今後のスケジュールについて
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍 聴 者 数 なし
7. 審 議 等 の 概 要
  - (1) 委嘱状の交付及び委員紹介
    - 熊取町長より協働推進委員に委嘱状を交付。
    - 委員の自己紹介
    - 事務局の自己紹介
  - (2) 委員長及び副委員長の決定
    - 委員より山田氏の推薦があり、異議無しのため、山田氏が委員長に決定。
    - 副委員長について、委員長一任の提案があり、異議無しのため、委員長の指名により、森氏が副委員長に決定。
  - (3) 協働の歩みと住民提案協働事業制度について
    - 資料に基づき、事務局より説明。
      - ・協働とは
        - 住民、行政等が対等な関係でお互いの得意分野を活かし、補完・協力しながら、目標達成に向け、連携・活動すること。
      - ・第4次総合計画での協働の位置づけについて
        - まちづくりの進め方の三本柱のひとつとして定めている。
      - ・熊取町協働憲章について
        - 第4次総合計画の趣旨に合わせるため、平成31年1月に『協働憲章』の見直しを行った。
      - ・熊取町協働憲章（資料編）について
        - 『協働憲章』を改定するに至った背景と改定するための現状と課題を明確にするなど、改定に至る資料等をまとめているものである。
      - ・住民提案協働事業制度について
        - 次回推進委員会にて、現在見直している同制度の詳細や審査についての説明を行う予

定である。

【質疑応答】

- ・協働の実績について、住民提案協働事業はどのようなものがあったのか。  
→平成30年度採択は、「こどもレストラン」と「野菜軽トラ市」の2件。  
また、次回委員会にて、不採択も含めどのような事業があったのかを提示する。

(4) 今後のスケジュールについて

次回、第2回協働推進委員会は、令和元年7月18日（木）19時に決定。

8. 会 議 の 情 報

名称 協働推進委員会

根拠法令等 協働推進委員会規則

設置期間 平成22年12月7日～

所掌事項 住民提案協働事業の審査等及び協働のまちづくりの推進  
に関して町長から意見等を求められた事案に対する協  
議・検討及びそのほかの協働のまちづくりの推進に関する  
こと

委員数 6人

9. 担 当 課

企画経営課

# 令和元年度 第1回協働推進委員会次第

日 時 令和元年6月18日（火）午後7時00分から

場 所 熊取ふれあいセンター

案 件

（1）委嘱状の交付及び委員紹介

（2）委員長及び副委員長の決定

（3）協働の歩みと住民提案協働事業制度について

※ 本町協働のこれまでの取組みの経過と制度改善など

（4）今後のスケジュールについて

## 協働の歩みと住民提案協働事業制度

## 1. 協働の歩み

本町では、まちづくり全般の方向性を定める総合的な計画である第3次総合計画(計画期間：平成20年～29年)のまちの将来像を“みんなが主役「やすらぎと健康文化のまち」”と定め、第1章に、協働の仕組みづくりを掲げたところです。

まずは、協働の仕組みづくりの具体的な取組みとして、「協働のまちづくり」による「熊取町の目指す姿」や「協働の理念」を定めた、「熊取町協働憲章」を、平成22年3月に策定しました。

この協働憲章は、第3次総合計画を進めるうえでの最重要規範と位置づけ、計画期間の平成29年度までまちづくりの柱とし、具体的な協働推進の手法として、平成22年度に構築した「住民提案協働事業制度」により推進してきました。

そして、次の10年間のまちづくりの方向性を定めた第4次総合計画(計画期間：平成30年～令和9年)を、平成30年3月に策定し、本計画においても「協働」をまちづくりの進め方の3本柱のひとつと定め、本計画の主旨に併せて、平成31年1月に協働憲章の見直しを行ったところです。なお、この見直しは、協働憲章の主旨や最重要規範という位置づけなどの方向性を改訂するという見直しではなく、第4次総合計画の主旨に合致させるという改訂を行いました。

## 2. 住民提案協働事業制度

## (1) 制度形態

育成期	①個人提案型	団体結成等の支援
	②団体育成支援型	補助金 補助率 4/5 上限 10万円 ★
実践期	③住民提案型	補助金 補助率 2/3 上限 30万円 ★
	④行政テーマ型	補助金 補助率 10/10 上限なし

★：協働推進委員会審査対象

## (2) 制度実績

(単位：件)

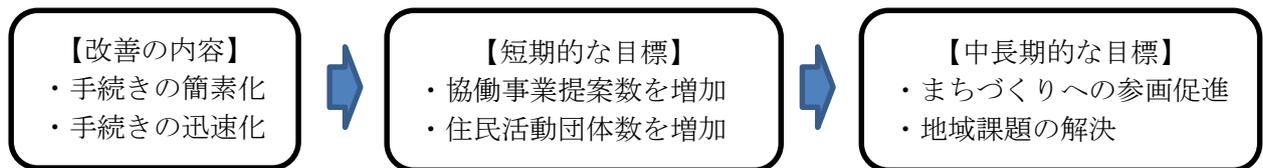
区分	H22・23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
①個人提案型	3(4)	1(2)	1(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	5(8)
②団体育成支援型	0(0)	0(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	1(3)
③住民提案型	4(6)	6(7)	4(7)	2(4)	2(3)	2(3)	2(2)	2(3)	24(35)
④行政テーマ型	—	—	—	—	1(2)	2(2)	2(3)	5(7)	10(14)
計	7(10)	7(10)	5(8)	3(5)	3(6)	4(5)	4(6)	7(10)	40(60)

※ 数字は提案事業が採択となり実施に至った件数、( )内は実施の前提となる提案の件数です。

### (3) 実績から確認できる傾向

- ・全体としては、平成 30 年度予定も含めて制度創設以来、60 の提案があり、このうち 40 事業が実施されました。他方、20 の提案が、不採択や未実施、応募なしとなっています。
- ・住民提案型は、提案、実施件数ともに少ない状況が続いています。
- ・個人提案型、団体育成支援型は少なく、団体育成支援型の実績は、平成 26 年度の 1 件のみとなっています。
- ・NPO 法人数や住民活動団体数は、微増傾向になっています。(協働憲章別冊 P11 参照)

### 3. 制度改善と取組の方向性



制度実績から確認できる傾向等を検証し、今年度前半に、事務局により制度の見直しを行い、まずは、短期的な目標である「協働事業提案数、住民活動団体数の増加」を図り、中長期的な目標である、「まちづくりへの参画促進と地域課題の解決」を目指すことで、第 4 次総合計画の主旨に合致した、「誰もが参加・参画しやすい地域づくり、まちづくり、地域の課題解決」という協働のまちづくりを推進します。

### 4. 令和元年度のスケジュール

- ・ 6 月 18 日 第 1 回協働推進委員会  
・ 新委員委嘱、経過と課題の共有、年間スケジュール等
- ・ 7 月 第 2 回協働推進委員会  
・ 住民提案協働事業制度改定案の説明、審査方法の説明等
- ・ 9 月 町広報紙・ホームページによる住民提案協働事業の募集
- ・ 10 月 第 3 回協働推進委員会  
・ 住民提案協働事業の審査

※「②団体育成支援型」は通年募集につき、申し込みがあれば、適宜日程調整のうえ審査します。

## 「協働推進委員会」委員名簿

平成31年4月1日

※個人情報も含まれておりますので、取扱いにはご注意願います。

## 【学識経験を有する者 1名】

組織名	役職	氏名	
和歌山大学 大阪観光大学	名誉教授 副学長	山田 良治	—

## 【各種団体、NPO法人、ボランティア団体等の代表者 2名】

組織名	役職	氏名	活動分野
ワンダーフォレスト 実行委員会	代表	細尾 正行	地域活動分野
特定非営利活動法人 グリーンパーク熊取	代表	森 義人	自然環境分野

## 【公募による住民 2名】

所属	氏名	職業等
パブリックモニター	荒川 友美	会社員
パブリックモニター	池邊 智子	会社員

## 【行政関係職員 1名】

所属	氏名	所管関係
総合政策部長	南 和仁	町施策全般担当部長 協働担当部長

○協働推進委員会規則

平成26年3月28日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例（平成25年条例第1号）第2条の規定に基づき、協働推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 住民提案協働事業の審査等に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関して町長から意見等を求められた事案に対する協議・検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 各種団体、NPO法人、ボランティア団体等の代表者 2人以内
- (3) 公募による住民 2人以内
- (4) 行政関係職員 2人以内
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が未決定の場合は、町長がこれを招集することができる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協働推進主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に協働推進委員会設置要綱（平成22年10月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき設置された協働推進委員会の委員として委嘱されている者は、第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際、現に要綱に基づき定められた協働推進委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、第5条第1項の規定により委員長及び副委員長として定められたものとみなす。